

【討 論 要 旨】

最初の安原会員の報告は、幕藩体制における藩制村、日本資本主義における地方自治制度のなかで、二重構造的性格をもつ農村の自治が戦前・戦後を通してどのような歴史の変遷の過程をたどり、この過程のなかで農村の自治が、支配——被支配関係においていかなる役割と位置をもつことができたのか。この点について検討がなされ、問題の集約として五つの論点（一、農村自治とは何をさすのか、そして何を検討するのか。

二、農村自治のトレガーの問題。三、支配の文脈のなかでの行政村の自治の構造。四、農村の部落諸団体は農村自治のなかでどのような意味をもつか。五、農民生活における共同性の問題。）がだされた。

次の島崎会員の報告では、農村の自治を考えるばあい二、三の基本的な前提（近代的地方自治の歴史的规定、その階級的な性格。地方自治、自治体・地方自治制度、地方行政、それぞれの用語の明確化。戦後の地方自治については、新憲法に保障され、そこには明治憲法の「義務」から「権利」への基本的考え方の転換があること、地域的不均等発展を基礎とする中央集権と地方自治の矛盾の問題。地方自治と農政との関連等。）がしめされた。そして、農村の自治を支配の手段か抵抗の組織かと論じるのは「百衛」の論理とみる見方であり、それは本来の「自治」とは本質的に異なるのではないか、さらに官僚制機構を村落共同体に接合する論理、現段階における地域農政の性格等といった論点が提起された。

討論は、共通課題の第一回研究会ということもあり、報告内容の立入った討論というよりも、農村の自治、とりわけ「自治」とは何であるかという基本的な問題を中心として展開された。このことは、「自治」にたいして討論者それぞれの理解が異なっており、共通の認識——「自治」の規定が明確でなかったことにも起因していたと思われる。それゆえ「自治」の規定をめぐってさまざまな方向から討論が展開されたが、統一した見解に達しえたとはいえない、今後の研究会で深められる必要がある。

地方自治といったばあい、ともかく出発点として制度的な町村会・部

落会として形式的にも存在するものから出発しなければならぬだろう。

自治は、この形式としての制度の内実・内容がいかなるものであるかを問うことから明らかになるだろう。ところで農民生活の内実性を具えた自治組織が日本の農村に歴史的にいかん存在しえたらうか。この点に関して小池会員から大意として次のような意見がだされた。確かに部落は、農民運動、小作争議にも契機をなしたろう。しかし、そこに抵抗の組織として、あるいは本来の自治（島崎報告にあるような住民の要求の実現の運動としての自治）の機構として部落が存在したのではなく、そこにはあくまで上からの支配機構としての官治的自治しか存在しなかったのではないかと。これは、これまでの日本の農村には部落（自治）が支配の手段として存在していたのか、それとも抵抗の組織として存在していたのかという問題をめぐっての討議であった。高山会員から、江戸時代においても徴税に対する抵抗として部落の暗黙の了解のもとに、耕作規模の操作もおこなわれていたという事実などが具体的を示された。島崎報告は原理的な問題として、共同体的な「自衛」と「自治」とは異なるのではないかという根本的な問題をだしていた。安原会員から、村落の自治は独自性がなく、官治的自治の補完的なものにならなかった。それも戦後は解体していった、という点が強調された。

討論は、さらに農村における生産者団体・組合と「自治」との関係の問題へと移った。柿崎会員は部落から諸団体が派生してくるということから、生産を軸にした農民の自発的な組織化がおこなわれるが、しだいに官制的なものにかわり、自主的な組合という形で組織化されていたものが中央に組みこまれてしまふ。その経緯を生産者農民の集団と部落

との関係を基礎に追ってみるべきである。部落とは別に組合が組織され、それが官僚制化していくのではないか、との説明をおこなった。この場合、行政と経済、行政官僚制と団体官僚制との区別ははっきりつけておくべきではないかという指摘もなされた。また、島崎会員から「自治」とは本来、団体自治であり、それは社会学的な概念としての「集団、一般などといった抽象的なものではなく、まさに歴史的具体的な自治団体なのであり、それについてはウェーバーの強調するところが考えられなければならない。しかし、村落における共同体のなからそれがどのように生まれるのか問題であろう」という提起がなされた。これは農村の「自治」と団体、それを包摂していく官僚機構の問題をとらえていく際、重要なポイントをなすのではないか。日本村落の共同体的性格のなからどのようにして団体、自治が生まれてくるかという問題と関連しながら河村会員から島崎会員に、イタリアと日本の地方自治の違いについての質問がだされたが、日本の市町村とイタリアのコムーネとの歴史的な制度上の違いから、一概にどちらに「自治」があるといった比較は困難であろう。君塚会員から「欧米の自治」とはその性格を異にする、アジア的・特殊日本的な「自治」として非西歐的な性格をもつその歴史的・生産様式の差異の問題にまでさかのぼって問われなければならないであろう意見がだされた。島崎会員のいうように、近代的地方自治に一応理論的な基準をおくとしても、各国で地方自治の姿は恐らく大変異なっているであろう。このようなことから歴史学・経済学・法社会学等の分野でのこれまでの成果の文献的な整理と、その勉強会、研究会を今後積み重ねていきたいという安原会員の提案がなされた。

似田員会員は、現在おこなっている農村調査を事例に村落自治と団体との関係の問題を「団体化には前進的意味と保守的意味の二側面がある。一般に上から機制的に団体化されることにより、村落のもっていたものがとりあげられ、支配の手段に転化されていくが、村落の活動が旧村単位でつくられていく社会福祉協議会に移行されていく例をみた。そのような社会福祉生活諸問題の側面で部落自治として再編・強化されていく側面をどうとらえるか。そしてそれにつれて行政末端組織の人員が増加していく点」が述べられた。これは現在の地方自治体財政の困難化のなかで重要な問題点をなすだろう。また吉沢会員からは自治体農政の整備という側面から「農村自治」山村的市町村の自治は、地域の産業自立にどのような機能をもっているのか」という提起がなされ、島崎会員からも「自治体農政と農村自治」といったテーマを今後追究していきたいという意図が示された。現状分析として現在の地域農政のもつ意味の検討が必要である。

以上のような討論から、今後の方針として以下の方向で研究会が継続してもたれていくことが合意されたように思う。(一)、歴史的分野の検討——農村自治・自治の歴史。(二)、現段階における地域農政——現状分析。

最後に一言感想を述べさせてもらえば、今回の討論においてあまりにも自治の問題のみに終始したのは少なからず残念であった。安原報告のなかでの農村自治のトレガー・新しい生産力・自治のトレガーとしての農民層、その階層性の問題、島崎報告のなかでの自治の主体の問題と、地域農政の性格、これらの問題は現段階における日本資本主

義の矛盾——危機の問題と変革主体の問題とに深く関わっていると思われる。しかし、最初に述べたように、自治の理解が討論者相互の間でまだかなりの食い違いを示している状況のなかでの第一回研究会としては、やむをえないことであつたのかもしれない。

(文責、中央大学院生 吉田健次・恩賀 進)